**法人・施設記入**

一時預かり事業勤務証明書

 1. 勤務者氏名及び生年月日

　　氏名

　　　　　　　　 　　年　　　月　　　日生

 2. 事業の種類

　　注)裏面の「事業の種類について」を参照して該当の番号を記入してください。

3. 設置(実施)主体

4. 運営主体

5. 実施場所

　　・住　　所

　　・電話番号

 6. 運営開始年月　　　　　　　　　　　年　　　　　月

 7. 施設の名称、勤務期間等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　　称 | 勤　務　期　間 |  総 勤 務 時 間 数 |
|  | 自 | 　　　年　　　　　月 | 時間 |
| 至 | 　　　年　　　　　月 |
| 計 | 　　　年　　　　　月 |

注)裏面の「勤務条件について」を参照してださい。

　 上記の者は、２に掲げる事業にて児童の保護に従事していたことを証明します。

　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　証 明 者 名

|  |  |
| --- | --- |
| 証明書作成部署 |  |
| 連 絡 先 |  |

※　証明書の記載内容確認のため、連絡をする場合があります。

　　　　　　　　　　大阪府子育て支援課

「書類の作成について」

　　本人記入不可です（個人事業主が自らの勤務を証明する場合を除く）。

「事業の種類について」

①児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業

【適用期間：平成27年4月1日から】

②「一時預かり事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第28号）に規定
する「一時預かり事業」【適用期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日まで】

③「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について」

（平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号）に規定する
「一時預かり事業」【適用期間：平成24年4月1日から平成26年3月31日まで】

④「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」（平成23年9月30日雇児発
0930第1号）に規定する「一時預かり事業」
【適用期間：平成23年4月1日から平成24年3月31日まで】

⑤「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」（平成20年11月28日雇児発第1128003号）に規定する「一時預かり事業」
【適用期間：平成22年4月1日から平成23年3月31日まで】

⑥「保育対策等促進事業の実施について」（平成12年3月29日児発第247号）に規定する
「一時預かり事業」【適用期間：平成17年4月1日から平成22年3月31日まで】

⑦「特別保育事業の実施について」（平成7年4月25日児発第445号）に規定する
「一時預かり事業」【適用期間：平成7年4月1日から平成17年3月31日まで】

⑧「一時的保育事業の実施について」（平成2年6月15日児発第508号）に規定する
「一時預かり事業」【適用期間：平成2年4月1日から平成7年3月31日まで】

「勤務条件について」

　　１．平成3年4月1日以降の高等学校卒業（保育科は平成8年4月1日以降の卒業）で､
2年以上の勤務経験者の場合

　　　 ・2年以上の勤務で総勤務時間数が2,880時間以上を満たすこと。

　　２．5年以上の勤務経験者の場合

　　　 ・5年以上の勤務で総勤務時間数が7,200時間以上を満たすこと。

※複数施設での勤務の場合は、あわせて１または２の勤務期間を満たしている事が必要です。

複写してそれぞれの施設ごとに本証明書を作成してください。

　　　注）書類作成上、ご不明な点は保育士試験事務センターまでお問い合わせください。

―問い合わせ先―

保育士試験事務センター審査係：電話03-3590-5561 / FAX 03-3590-5593

（祝日を除く月曜日～金曜日の午前9時から午後5時30分 まで）